第一条					
国の旧法」若しくは「国の新法	地方公務員等共済組合法（以下「法」という	法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）第七十八条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第百条の二第一項又は第百条の三第一項の規定により読み替えられた